

第3回 品質保証分科会 議事録

1. 日 時 平成14年10月2日(水) 13:30～16:30

2. 場 所 日本電気協会 4階 C, D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員 : 唐澤分科会長(東京電力), 宮越副分科会長(三菱重工業), 渡邊幹事(東京電力), 川尻(電源開発), 久保田(核燃料サイクル開発機構), 黒川(発電設備技術検査協会), 佐藤(東京商船大学), 白石(三菱電機), 平(日本製鋼所), 高橋(富士電機), 長崎(三井造船), 松村(北海道電力), 村上(東北電力)

代理委員 : 大沢(北陸電力 中村代理), 近東(関西電力 柳代理), 下川(日立製作所 鈴木代理), 宮口(石川島播磨重工業 若松代理), 松永(東芝 清水代理), 山田(四国電力 先田代理)

欠席委員 : 飯塚(東京大学), 伊藤(NSネット), 佐々木(中国電力), 鈴木(中部電力), 谷本(九州電力)

オブザーバ: 下重(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 新委員候補), 濱田(日本原子力発電 新委員候補)

事務局 : 堀江, 国則, 福原(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.3-1 第2回品質保証分科会議事録(案)

資料 No.3-2 第6回原子力規格委員会議事録(案)

資料 No.3-3 品質保証分科会委員名簿(10月9日 第7回原子力規格委員会提出名簿案)

資料 No.3-4 原子力発電所の品質保証指針 JEAG 4101(基本事項編)改定案[書面投票版]

資料 No.3-5 JEAG4101 原子力発電所の品質保証指針(基本事項編)改定案に関する書面投票の結果について

資料 No.3-6 JEAG4101 原子力発電所の品質保証指針(基本事項編)改定案 書面投票のコメントと対応

資料 No.3-7 基本事項編(JEAC)/参考事項編(JEAG)作成の考え方

資料 No.3-8 規制当局と JEAG4101-2002 の主要要求事項との比較

資料 No.3-9 JEAG4101「原子力発電所の品質保証指針」の改定について(案)

参考資料-(1) 原子力規格委員会分科会規約(案)

参考資料-(2) 原子力規格委員会 規格策定基本方針 付則-1～3

参考資料-(3) 原子力規格委員会 運営規約細則

参考資料-(4) 原子力規格委員会 事務局通知の発行について

参考資料-(5) 各分科会の英語名称（事務局提案）

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

事務局より、委員総数の3分の2以上の出席で会議開催条件を満たしているむねの報告があった。委員会の活動方針も踏まえた分科会長提案により、今後とも会議の開催冒頭、出席者各位より自己紹介をいただくこととした。

(2) 議事次第と配付資料の確認

当日の議事次第と配布資料が確認された。

(3) 第2回品質保証分科会議事録の審議

資料 No.3-1 の第2回品質保証分科会議事録は、挙手による決議の結果全会一致で承認された。

(4) 第6回原子力規格委員会議事録案の紹介

事務局より、資料 No.2-2 に基づき、第6回原子力規格委員会の当分科会関連の議事内容と、参考資料-(1)～(4)に基づき分科会規約などが制・改定されたことが紹介された。後者については、詳細内容を確認いただき、質問などがある場合は事務局へ連絡いただくこととした。第6回原子力規格委員会議事録案に関して、以下の質疑応答があった。

（Q：質問，A：回答）

Q：議事録案に記載ある認証とは、現在 ISO などで行っている第3者機関による認証の話か、また本件に関する検討は進んでいるか。

A：第3者機関による認証の話であるが、現状特に議論は進んでいない。

続いて事務局より、参考資料-(5)に基づき、次回の原子力規格委員会へ上程予定の各分科会の英語名称案が紹介され、品質保証分科会の英語名称案「Subcommittee on Quality Assurance」は、挙手による決議の結果全会一致で承認された。

(5) 分科会委員・常時参加者 新任・退任の紹介と審議

事務局より、資料 No.3-3 に基づき、新任委員候補および退任委員の紹介があった。新任委員候補は次回の原子力規格委員会の承認を受けて、正式に就任の運びとなる予定。

併せて、新任常時参加者候補および退任常時参加者が紹介され、穴原新任常時参加者候補は挙手による決議の結果全会一致で承認された。

なお、分科会長より、関係官庁への委員参加依頼を事務局から行っているが、まだ具体的な参加の回答が無いことが紹介され、引き続き依頼を継続する方針が確認された。

(6) 原子力発電所の品質保証指針 JEAG 4101 の改定に関する審議

(6-1) 基本事項編改定案の書面投票結果について

宮口代理委員ならびに事務局より、資料 No.3-4～3-6 に基づき、基本事項編の書面投票結果と書面投票で寄せられたコメントに対する対応の説明があり、分科会長より後者については以下の議論内容に示す修正を行った上で、次回の原子力規格委員会に上程してはどうかと諮られ、挙手による決議の結果全会一致で承認された。なお、具体的な修正内容は、検討会のメンバに一任された。

(C：コメント，Q：質問，A：回答)

C：コメント No.8-7 の対応案での「識別可能」は、読み取ることができるという意味でのみ説明されているが、記録と試験とが対応できるという意味の説明も含める修正をすべきである。

C：コメント No.1-1 の修正案で「過度の支障」という言葉が採用されているが、原案の「危険」か「影響」をベースとした文章に修正にすべきである。

C：改定案 2.2 項(4)のプロセスの説明にある「(Plan Do Check Act を回転させること)」という記載内容は、参考事項であることが明確になるような記載に修正すべきである。

Q：技術的な回答について、原子力規格委員会に諮る必要があるか。

A：書面投票に供した改定案の内容に影響する変更がある場合は、原子力規格委員会に諮ることが適当と考える。

(6-2) 基本事項編 / 参考事項編作成の考え方について

宮口代理委員ならびに渡邊幹事より資料 No.3-7～3-9 に基づき、基本事項編 / 参考事項編作成の考え方の説明があり、分科会長より以下に内容を示す議論を踏まえて、具体的な修

正は検討会のメンバに一任し、必要な内容修正を行った上で、次回の原子力規格委員会に上程してはどうかと諮られ、挙手による決議の結果全会一致で承認された。

(C: コメント, Q: 質問, A: 回答)

Q: このタイミングで JEAG から JEAC に変更する理由は何か。

A: 参考資料-(4)に紹介あるとおり、基本方針策定タスクで議論され、原則「規格本文中の要求事項が、すべて代替案を持つ規制条文(補足・推奨事項)で構成されている場合は電気技術指針(JEAG)、ひとつでも代替案を持たない規制条文(基本事項)を含む場合は電気技術規格(JEAC)として発行する。」と確認された方針に従うもの。

A: 改定案の解説にもあるとおり、基本事項編は基本的要求事項であるため、本来 Code すなわち規程とすべき内容であったものである。

C: 資料中で使われている、データの不適切な取扱いに関する再発防止対策という名称は、正しい委員会名称である原子力安全規制法制検討小委員会の報告という表現に修正すべきである。

Q: JEAC と JEAG とで規約上審議方法の取扱いなどに違いはあるか。

A: 原子力規格委員会の規約上、特に違いは無い。

C: 番号取りについては、基本事項編を JEAC4101 とし、参考事項編を JEAG4101 とすることは可能である。その場合、標題は明確に区別できるようにすべきである。なお、4202 番は既に他の規格で採番済みである。

C: 分冊することで、見直し・発行のスケジュールを分けることが可能になること、JEAC と JEAG で、引用する規格の種類など、必要に応じて多少の性格の違いをつけることが容易になること、などのメリットが生まれる。

C: JEAC と JEAG を分ける事は元々の発想から妥当と考えるが、両者で適用の対象を変えるのではなく、両者とも設置者を原則の対象とした上で、設置者の調達管理として設置者以外の組織にも適用できると考えるべきである。

Q: 対象者に関する考え方は参考事項編の中で解説されると考えてよいか。

A: 参考事項編の適用範囲の部分などで解説する予定である。

Q: 国の品質保証要求事項などが出された場合、IAEA を規範とした基本事項編の内容も変更

するのか。

A：規範はあくまで IAEA とするが，国の要求事項などが現改定案の内容でカバーしきれないことが判明した場合には，現内容にアドオンする形で必要な追加修正を行う。この追加修正は，ユーザの立場に立って考えても必要である。ただし，追加修正を行った部分については，後にその経緯が不明とならない様その理由などを明示する必要がある。

Q：書面投票版の内容に修正が生じた場合，書面投票をやり直すことになるか。

A：書面投票終了から公衆審査開始までは最長で 3 ヶ月という規約がある。最終的な判断は原子力規格委員会に諮ることになるが，修正内容が大きい場合等は，あるいは指針から規程に格上げすることを考慮すると，2002 年発行にこだわらず 2003 年発行でもやむなしとして，もう一度書面投票を行うという判断になる可能性もあると思われる。

Q：今後のスケジュールをどう考えるか。

A：具体的な日付の予想は困難だが，国の要求事項などが出され次第その分析を行い，基本事項編に反映しその後参考事項編に反映する方針である。なお，参考事項編の改定検討に手付かずという訳ではなく，国の要求事項に影響を受ける可能性が少ないと想定される箇所を中心に，現在検討に着手している。参考事項編はかなり分量が多いので，協力をお願いしたい。また，原子力規格委員会で方針が承認されれば，基本事項編の見直しについても正式に着手して行く予定である。

C：誰がどう使うかということを十分に想定しながら検討する必要がある。また，検査の在り方検討会などにも委員参加されている，飯塚先生のご意見も重要と考える。

A：誰がどう使うかという観点からも，JEAC と JEAG を分冊することが重要と判断した。規程化することも考えると，飯塚先生にあらためてレビューをお願いすることも考えたい。

(7) その他

(7-1) 分科会長より，ボランティアで参加し規格作成に労力をかけていただいているタスクメンバなどに報いるシステムとして，表彰制度を新設する様基本方針策定タスクに依頼することを，次回の原子力規格委員会に提案してはどうかと諮られ，挙手による決議の結果全会一致で承認された。

(7-2) 次回分科会の日程は流動的とし，必要に応じて調整，設定の上案内を出す予定。

以 上